

医師確保計画・外来医療計画の策定について

1 経緯

- 平成30年7月の医療法の改正により、都道府県は医療計画の一部として、医師の確保に関する事項(医師確保計画)及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項(外来医療計画)を定めることとされた。
- 本年度内に「医師確保計画」及び「外来医療計画」の両計画を策定し、現行の医療計画に追加する必要がある。

2 計画の概要

(1) 主な記載内容

<医師確保計画>

- ・ 医師偏在指標
 - ・ 医師少数区域・医師多数区域の設定
 - ・ 医師確保の方針
 - ・ 目標医師数
 - ・ 目標医師数を達成するための施策
 - ・ 産科・小児科における医師確保策
- ※ 産科、小児科医師数に係る偏在指標の下位1／3に位置する
都道府県、周産期・小児医療圏において重点的に取り組むもの

<外来医療計画> ※ 診療所医師数に基づく指標の上位1／3にあたる二次医療圏で重点的に取り組むもの

- ・ 外来医師偏在指標
- ・ 外来医師多数区域の設定
- ・ 外来医師多数区域における新規開業者に求める事項
- ・ 医療機器の効果的な活用に係る事項

(2) 計画期間

3年間(今回は、現行医療計画の計画期間との整合から4年間(R2～R5)とされた。)

3 検討体制、スケジュール

<医師確保計画の検討体制>

医師確保対策に関する検討が必要なことから、医療法に基づき、各県に医師確保に関する協議の場として設置されている「地域医療対策協議会」において、計画の素案を検討・策定し、医療審議会の了承を得ることとする。

〔・地域医療対策協議会…公的医療機関、民間病院、臨床研修病院、特定機能病院、診療に関する学識経験者
団体(医師会)、医療従事者の養成機関、地域住民を代表する団体 等により構成〕

<外来医療計画の検討体制>

外来医療計画は主に、地域(医療圏)で不足する外来医療機能について検討が必要なことから、地域の医療関係者等で組織する「地域保健医療推進委員会」において、不足する外来医療機能、計画の素案を検討・策定し、医療審議会の了承を得ることとする。

〔・地域保健医療推進委員会…地区医師会、市町村、地域の医療関係団体、消防機関、学校関係者、公募者
等により構成〕

<スケジュール> 別紙のとおり